

## 湘南港駐車場管理規程

1. 名称  
湘南港臨港道路附属駐車場
2. 管理者の住所氏名  
横浜市中区日本大通1 神奈川県知事
3. 管理及び料金収納事務の委託先名称  
藤沢市鵜沼橋1丁目2-7  
株式会社 湘南なぎさパーク 代表取締役社長

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、湘南港臨港道路附属駐車場の利用について必要な事項を定めるものとする。

(規程の遵守)

第2条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(開場時間)

第3条 駐車場の開場時間は、午前5時から午後9時30分までとする。ただし、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することがある。

(供用の休止等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部について、供用の中止、車路の通行止、駐車した自動車（以下「車輛」という。）の退避等を行うことがある。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 駐車場の保安上利用の継続が適当ではないと認められる場合
- (3) その他駐車場の管理上特に必要があると認められる場合

(駐車できる車輛)

第5条 駐車場に駐車することのできる車輛は、自動二輪車、普通自動車、大型自動車等とする。

### 第2章 利用

(駐車場の入出等)

第6条 利用者は駐車場入口において駐車券の交付を受けてから入庫しなければならない。

2 利用者は出庫しようとするときは、出口精算機にて所定の駐車料金を納付し、出庫しなければならない。

3 駐車場の管理上必要があると認められるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第7条 駐車場の管理上必要があると認められるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の通行)

第8条 利用者は、駐車場の車輛通行について、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 速度は8km毎時を超えないこと
- (2) 追い越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車輛の通行を優先すること
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
- (5) その他係員の指示に従うこと

(遵守事項)

第9条 前条の定めによるほか利用者は駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと
- (2) ごみは持ち帰ること
- (3) 場内、又は車内で宿泊しないこと
- (4) 場内で車輛の洗浄はしないこと
- (5) 場内の施設、他の車輛に損傷を与え、又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること
- (6) 駐車中はエンジンを必ず停止し、貴重品その他盗難のおそれのある物品を車内に放置しないこと
- (7) 場内において営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他公安を害する行為をしないこと
- (8) その他業務、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車拒絶等)

第10条 管理委託者は、駐車場が満車である場合に駐車受付を停止するほか、次の各号に該当する場合には駐車場の利用を拒絶し、又は車輛を退出させることがある。

- (1) 駐車場の施設、又は車輛を毀損、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 有毒物、又は爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき
- (3) 著しい騒音、又は臭気を発するとき
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき
- (5) その他、駐車場の管理上支障があると認められたとき

(出庫拒否)

第11条 管理受託者は、次の場合には駐車した車輛の出庫を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用券を提出しないとき
- (2) 利用者が出庫する場合において所定額の現金を納付しないとき
- (3) この規程第12条に規定する措置を取るため必要があるとき

(事故に関する措置)

第12条 管理受託者は、駐車場において事故が発生し、又はそのおそれがあるときは速やかに必要な措置を行うものとする。

### 第3章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(駐車料金)

第13条 駐車料金は、港湾の設置及び管理等に関する条例及び湘南港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱の定めるところによる。

(料金の払戻し等)

第14条 料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

(利用者に対する損害の賠償)

第15条 管理受託者は、その責に帰すべき事由により車輛を滅失し、毀損又は汚損したときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(車内の物品に関する免責)

第16条 前条の規定にかかわらず、管理受託者は駐車場に駐車中の車内に留置された貴重品その他の物品が滅失、毀損又は汚損した場合の損害については賠償しない。

(車輛又は利用者の損害に関する免責)

第17条 管理受託者は、次の事由、その他管理受託者の責に帰することのできない事由によって生じた車輛、又は利用者の損害については賠償しない。

(1) 天災地変、その他不可抗力による事故

(2) 当該車輛、その積載物、若しくは取付物の瑕疵又は積載物、若しくは取付物の性質による事故

(3) 第12条の規定による措置

(利用者の故意、過失による損害の賠償)

第18条 利用者は故意、又は過失により駐車場の施設、又は他の利用者の車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 第4章 雑則

(この規程に定めない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。